

男女のよりよいパートナーシップを

# Can

杉並区立男女平等推進センター情報誌

2018年  
59号

男女共同参画の現状や女性の活躍について  
2018年度から杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員に  
なられた村松泰子さんにお話を伺いました。



公益財団法人日本女性学習財団理事長

村松 泰子さん

杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員。  
前東京学芸大学学長。専門は社会学、とくに  
メディアとジェンダー、教育とジェンダー。  
著書に『学校教育の中のジェンダー』  
(共編:日本評論社)など。



人生の70年余のほとんどを杉並区民として暮らしてきました。ただし、区立小学校卒業後の進学先・勤務先はずっと区外でした。70歳を過ぎ自由な時間が増えてから、マンションのシルバー世代のクラブに入り地縁を深め、区民センターを活用し、区立小学校の学校運営協議会にかかり、そして今年から区の男女共同参画推進区民懇談会の委員を務めるなど、ようやく地域生活を充実させているところです。

地域では、あちこちで女性たちが活躍しています。PTAや学校運営協議会、区民センターの運営、福祉の現場などは女性たちの力なしには動きません。杉並区の自治会長159人中、女性は31人(19.5%)で、都下の5市には及びませんが23区では最高です(内閣府男女共同参画局HPの市町村女性参画状況見える化マップより・2017年4月現在)。区議会でも女性議員が3割を超えました。

とはいえ、身近なくらしや、地域・国レベルなどさまざまな領域のありようを決めていく意思決定に、女性の声が十分反映しているといえるで

## 女性がほんとうに活躍するために

バランスのとれた豊かな人生—  
理想と現実

しようか。政治・経済・社会・文化のあらゆる領域での男女共同参画の実現を目指した男女共同参画社会基本法ができてから、来年で20年になります。しかし、世界各国と比べてみると、世界経済フォーラムから発表された男女平等度を測定する指数で、日本は次第に順位が落ちていきます。2017年で144カ国中114位にとどまっています。諸外国が積極的に改善を進めている結果、改善のスピードの遅い日本の順位が下がっているのです。

(公財)日本女性学習財団は、女性の生涯にわたるキャリア形成を支援することを事業の柱の一つにしています。財団としては、キャリアとは、職業だけではなく、地域活動や市民活動など社会活動も含めて考えています。この道一筋のキャリアで活躍する道もあれば、人生の局面に応じてさまざまな場で活躍する道もあります。また同時に複数の活躍する場をもつ人もいます。女性も男性もワーク・ライフ・バランスがとれるだけでなく、多様な活動の場をもち、バランスのとれた人生は豊かだと思えます。

杉並区が2016年秋に18歳以上の区民を対象に実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」で、仕

## 男女平等推進センターからのお知らせ

～平成30年度 男女平等推進センター講座を紹介します～

講座名・企画運営団体	内容	日時	会場
パパ力を磨いて賢い子どもを育もう ～父子手帳・夫婦ライフバランス・パパのお弁当 NPO法人親子コミュニケーションラボ	夫婦ライフバランス ～主夫が伝えるケンカしない家事育児のススメ	11月17日(土) 午前10時～12時	高井戸地域区民センター 第9集会室
	オリジナルの父子手帳を作ろう!	12月15日(土) 午前10時～12時	浜田山会館 第1・2集会室
	パパがつくるお弁当! パパが作ったお弁当は茶色い!なんて言わせない!	1月12日(土) 午前10時～12時	高井戸地域区民センター 料理室
すぎなみパパの学び場 Creo(くれお)	パパが家事、子育てを楽しむコツ	11月11日(日) 午前10時～12時	ウェルファーム杉並 第1・2教室
	パパ、ママcafé「チーム我が家」	12月8日(土) 午後1時30分～3時30分	産業商工会館 展示場
	パパ子の遊び場	1月20日(日) 午前10時～12時	セシオン杉並 体育室
マンガから学ぶ「女性の働き方と両立支援」 こどもコワーキングbabyCo	「ちはやふる」から学ぶ 「百人一首と競技かるた」	10月7日(日) 午前10時～12時	阿佐谷地域区民センター 第2和室
	「逃げ恥」から学ぶ「性的役割分業の弊害」	11月18日(日) 午前10時～12時	ウェルファーム杉並 第1・2教室
	「働きママ1年生」から学ぶ 「子育てと仕事の両立」	12月5日(日) 午前10時～12時	産業商工会館 展示場
パパとママの素敵なパートナーシップ ゴードン・メソッド「親業」@すぎなみ	相手のグチ、不満との向き合い方	9月29日(土) 午前10時～12時	ウェルファーム杉並 第1・2教室
	家事分担の話し合い方	10月21日(日) 午前10時～12時	ウェルファーム杉並 第1・2教室
	子育てのズレの対処法	11月10日(土) 午前10時～12時	ウェルファーム杉並 第1・2教室
私も活躍できますか?～法律から現実へ～ 杉並女性団体連絡会	「女性差別撤廃条約」からつながる 法律いろいろ	10月20日(土) 午後1時30分～4時	中央図書館 視聴覚ホール
	よりよい日本のあり方をめざして ～男女平等への道のり～	10月27日(土) 午後1時30分～4時	ウェルファーム杉並 第1・2教室

※講座に関するお問い合わせは、男女共同・犯罪被害者支援係(電話:5307-0326)へ。申込、実施が終了している講座もあります。

**自分らしく生きられないと感じたときに** **ご相談はすべて無料です** 一般相談・DV相談 平日9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

ひとりで悩まずご相談ください。専門の相談員が相談をお受けします。面接による相談(要予約)も行っています。

**一般相談 TEL.03-5307-0619** 家族、生き方、人間関係、ストーカー、セクハラなど

**DV相談 TEL.03-5307-0622** 配偶者、パートナー、恋人からの暴力

**法律相談 TEL.03-5307-0619** (毎週木曜日午後、月1回夜間相談) 離婚、養育、財産分与など、女性弁護士が面接で相談をお受けします。対象は杉並区在住・在勤・在学の女性。お電話で予約をお受けします。

### ゆう杉並 杉並区立男女平等推進センター



〒167-0051 杉並区荻窪一丁目56番3号 TEL.03-3393-4410

- 開館時間 9:00～17:00
  - 休館日 月曜日(祝休日の場合は、翌日) 12月28日から1月4日まで
  - 関東バス 荻窪駅南口発 シャレール荻窪行→「シャレール荻窪入口」下車→徒歩5分
  - 杉並区南北バス「すぎ丸」けやき路線 JR阿佐ヶ谷駅→井の頭線浜田山駅「善福寺川緑地」下車→徒歩10分
  - 東京メトロ丸ノ内線 「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩15分 ※駐車場はありません。
- 男女平等推進センターへの道順はこちらも参照してください→



杉並区立男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」第59号 平成30年11月 発行:男女平等推進センター  
【ご意見・問合せ先】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区 区民生活部管理課 男女共同・犯罪被害者支援係 TEL: (03) 5307-0326(直)

# 「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年11月12日から11月25日は、国や自治体で「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。(11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。)

暴力は、性別や間柄を問わず、どんな場合でも決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。杉並区においても、11/14~11/16、区役所ロビーでパネル展を行います。この運動を一つのきっかけとして、暴力や人権尊重について一緒に考えてみませんか。



## ■数字でみる暴力被害 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」より(平成30年3月)

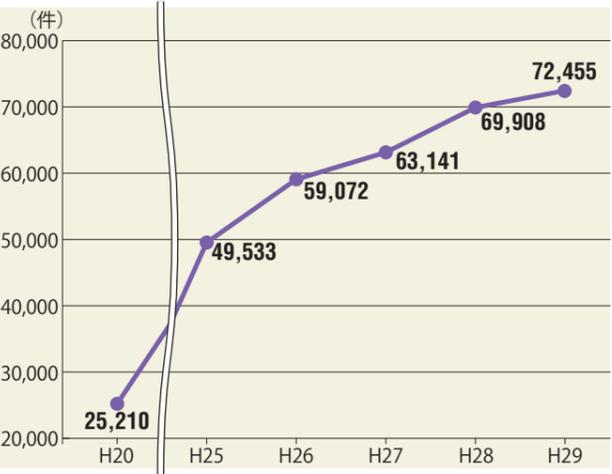
**DV** 配偶者から暴力被害を受けた女性  
 被害経験 **3人に1人** (31.3%) 命の危険:被害者の **7人に1人** (15.0%)

**デートDV** 交際相手から暴力被害を受けた女性  
 被害経験 **5人に1人** (21.4%) 命の危険:被害者の **5人に1人** (21.3%)

**性犯罪** 異性から無理やり性交等された女性  
 被害経験 **13人に1人** (7.8%) 顔見知りによる被害 **4人に3人** (75.2%)

**ストーカー** 特定の異性からの執拗なつきまとい等をされた女性  
 被害経験 **10人に1人** (10.9%) 命の危険:被害者の **4人に1人** (25.9%)

## 配偶者からの暴力事案等の相談件数の推移(警視庁資料)



※法改正により平成26年以降は新たに「生活の本拠を共にする交際関係」が対象に追加

知っていますか?

「AV(アダルトビデオ)出演強要」「JK(女子高校生)ビジネス」「デートレイプドラッグ」問題  
 10~20代の身の回りでは多様化する暴力の被害が発生しています。

被害例

- AV出演強要**: モデルにならないかと誘われて事務所と契約したのに、撮影現場に行くアダルトビデオの出演だった。
- JKビジネス**: 「一緒にお茶するだけ」「写真撮るだけ」のバイトと聞いていたのに、客から性行為を強要された。
- デートレイプドラッグ**: いわゆる「デートレイプドラッグ」出された飲み物を飲んだら、薬が混入されており意識がなくなった。目がさめると、胸や下半身を触られていた。

※内閣府男女共同参画局HPより

# 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に施行されました!

この法律は、「議会選挙で男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す」というものです。日本の現状は、国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない状況で、諸外国との格差は大きくなっています。女性議員が増えることで、多様な視点、新たな発想が生まれ、暮らしやすい社会へ変わっていくことが期待されます。

国会議員(衆議院)の女性比率は..... **10.1%**  
 世界193カ国中**158位**です。

都道府県議会女性議員..... **10.1%**  
 市区町村議会女性議員..... **平均13.1%**

■市区議会議員に占める女性の割合(814市区議会中の順位)

順位	区市	議員数(人)	うち女性数(人)	女性議員の割合(%)
1位	大阪府交野市	15	7	46.7
2位	東京都清瀬市	20	9	45.0
3位	東京都武蔵野市	26	11	42.3
26位	東京都杉並区	46	16	34.8

※総務省統計資料より(平成29年12月31日現在)  
 ※列国議会同盟(IPU)公表データより(2018年4月1日現在)

「希望と現実」の結果はグラフのとおり、希望では、以上の3つをともに優先したいという回答が、男女とも最多です。しかし、理想と現実のギャップは相当に大きいようです。たしかに理想を実現するには、まだまだ障壁が多いのが現実でしょう。その背景には、1970年代くらいまでに、男性が稼ぎ手として勤めに出て、女性が家庭を支えるという高度経済成長期の家族モデルが堅固につくられてしまったことがあります。その後、社

会状況は少子高齢化など変化しており、もはや、この固定的な性別役割分業システムではうまくいかなくなってきました。それに、男女の上下関係を含む性別分業では、男女それぞれが力を発揮しきれず、それ自体が人権侵害をともなう差別的構造になっています。

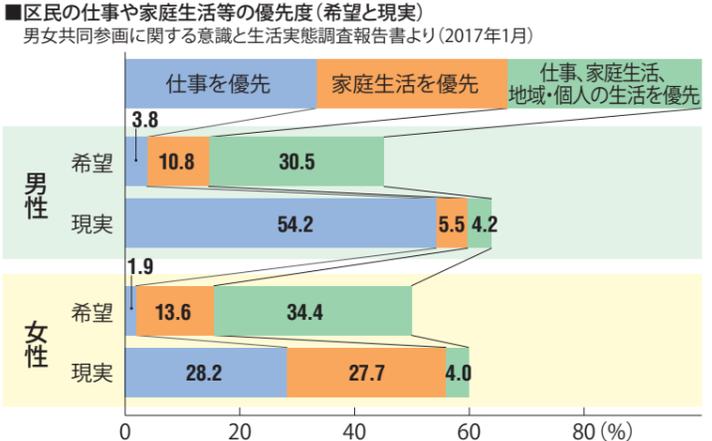
**環境整備は進んでいる?**

男女共同参画社会を実現するには、仕事一辺倒の男性の生き方を変え、家庭や地域生活に参画できるようにすることが大きな課題ですが、ここでは、女性に焦点をあててみたいと思います。女性がもっと社会のなかで活躍できるように改善するための方策は、少しずつはできてきています。

職業キャリアについては、産業、職種、身分などあらゆる領域や立場で女性が活躍するために、企業など女性の働く場の側の姿勢が重要です。

2016年4月から全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」は、一つの推進策ではあるでしょう。301人以上が働く企業に、女性採用比率や勤続年数、労働時間、女性の管理職比率を公表することを義務づけるなどしています。

ただし、この法律が主眼におくのは常勤の正規労働者です。現実には、雇



用労働者の女性の55.5%が非正規雇用です。25~34歳でも4割近く、そして35歳以上になると5割以上が非正規雇用です(平成30年版男女共同参画白書)。

正規と非正規雇用の格差解消に向けた改革などを期待した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」は今年6月に成立、2019年より順次施行されますが、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善は骨抜き状態でゆるやかで、本格的な長時間労働の規制には程遠いものです。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」も、今年5月に成立しました。政党に国会、地方議会の議員について、男女の候補者をできる限り均等にしようとする法律です。罰則なしの理念法ですが、国会で全会一致で成立しています。この目標から遠い政党に対しては有権者が厳しい目を光らせる必要があります。

災害続きの日本ですが、災害時の対応や復旧・復興などでも、女性のニーズや意見は反映しにくいのが現状です。平常時に地域の自治会などが圧倒的に男性中心に動いていることが、災害時にもろに響きます。東日本大震災後に、女性たちが声をあげ、地方防災会議に女性の委員が少しでも入りやすくなる制度設計に変更されましたが、

まだ十分に機能しているとは言えないようです。

**女性の参画の意義**

女性が職業や社会生活のあらゆる場に参画していくことは、女性自身のためだけでなく、もちろん人口減少時代の人材不足を補うためだけでもなく、さまざまな分野で女性の意思を反映した方針決定や活動が行われることが社会にとって必要だからです。

社会のさまざまな領域で、さらに女性が活躍していくためには、環境整備がまだまだですが、それを少しでも変えていくためにも、私たち自身の意識や行動を変えて行くことも必要です。あらゆる分野に女性が参画していくことは、社会のあり方に女性がコミットしていくということです。人任せでなく、自分たちの力で身近な社会、より大きな社会をよりよくしていくと目指すことが大事です。男女共同参画社会基本法にも、男女が「自らの意思であらゆる活動に参加する機会」が得られることとともに、「ともに責任を担う」とあります。

女性の活躍は、組織のリーダーに限らず、男女ともに生きやすいよりよい社会に向けて、自らが主体として前に進むときにこそ、いっそう実現に近づいていくのではないでしょうか。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」も、今年5月に成立しました。政党に国会、地方議会の議員について、男女の候補者をできる限り均等にしようとする法律です。罰則なしの理念法ですが、国会で全会一致で成立しています。この目標から遠い政党に対しては有権者が厳しい目を光らせる必要があります。

災害続きの日本ですが、災害時の対応や復旧・復興などでも、女性のニーズや意見は反映しにくいのが現状です。平常時に地域の自治会などが圧倒的に男性中心に動いていることが、災害時にもろに響きます。東日本大震災後に、女性たちが声をあげ、地方防災会議に女性の委員が少しでも入りやすくなる制度設計に変更されましたが、